

「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る県環境農政局農水産部事務取扱い

令和7年4月1日
神奈川県環境農政局農水産部

ビニールハウスは、原則として建築物として取り扱うことを前提とするが、平成17年8月4日付け神奈川県建築行政連絡協議会「建築物として取り扱わないビニールハウスについて」、平成25年4月1日付け神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課「建築物として取り扱わないビニールハウス」の県所管区域における取扱い（以下、「県所管区域取扱い」という。）及び県所管区域取扱いに規定されている平成25年4月1日付け「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る神奈川県環境農政局農政部事務取扱い」に基づき運用しているところである。

上記のうち、県所管区域取扱いに規定されている平成25年4月1日付け神奈川県環境農政局農政部事務取扱いを県環境農政局農水産部取扱いとして次のとおり改める。

第1 前提条件

本取扱いに該当するビニールハウスは、一般社団法人日本施設園芸協会（以下、「日本施設園芸協会」という。）発行の「園芸用施設設計施工標準仕様書」、「園芸用鉄骨補強パイプハウス安全構造指針」又は「地中押し込み式パイプハウス安全構造指針」（以下、「三基準」という。）に基づいて施設を設置したもの、又は日本施設園芸協会による診断を受けたものとし、施設所有者は、三基準に基づき施設の保守管理を行うとともに、次のどちらかを施設入り口に掲示し、県環境農政局農水産部農業振興課に報告すること。

- ① 日本施設園芸協会が定めた三基準に基づき設置したものは、設置業者により三基準に基づき設置したことに係る説明文
- ② 日本施設園芸協会による診断を受けたものは、その診断書等

第2 適用範囲

本取扱いの適用範囲は、次のとおりとする。

- ①主に太陽光を利用した農作物・園芸作物の栽培・生産を目的に設置するもの。
- ②骨組みの上部を覆ったビニール（フィルム状のものに限る。）が容易に脱着できるもの。
 - ・「容易に脱着できる」とは、簡易な工具を用いた手作業でビニールが脱着できるもので、例えば、スプリング、ビス等で留められたものとする。
 - ・ビニールは、フィルム状であればその厚さや軟質、硬質を問わない。
- ③高さや面積の規模は問わない。
- ④不特定多数が利用しないもの。
 - ・収穫期にのみ、客に収穫をさせる程度のものについては、不特定多数の利用がないものとする。

第3 その他

本取扱いを見直す場合は、県県土整備局建築住宅部建築指導課と協議することとする。

この取扱いの運用にあたっては、県環境農政局農水産部と県県土整備局建築住宅部とで十分連携を密にして行うものとする。

なお、農業者及び農業法人等（以下、「農業者等」という。）により設置するガラスハウス等の農業用園芸施設の取扱いについては、第2②を除き、別紙「農業者等による農業用園芸施設の設置に係る取扱い」の定めによるものとする。

農業者等による農業用園芸施設の設置に係る取扱い

「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る県環境農政局農水産部事務取扱い（以下、「農水産部取扱い」という。）第3その他の規定に基づき、農業者及び農業法人等（以下、「農業者等」という。）により設置する又はされた農業用園芸施設（以下、「農業用園芸施設」という。）について、都市農業の振興及び安全性の確保の観点から次のように取り扱うものとする。

なお、県以外の特定行政庁がこの取扱いに基づき運用することは妨げないものとする。

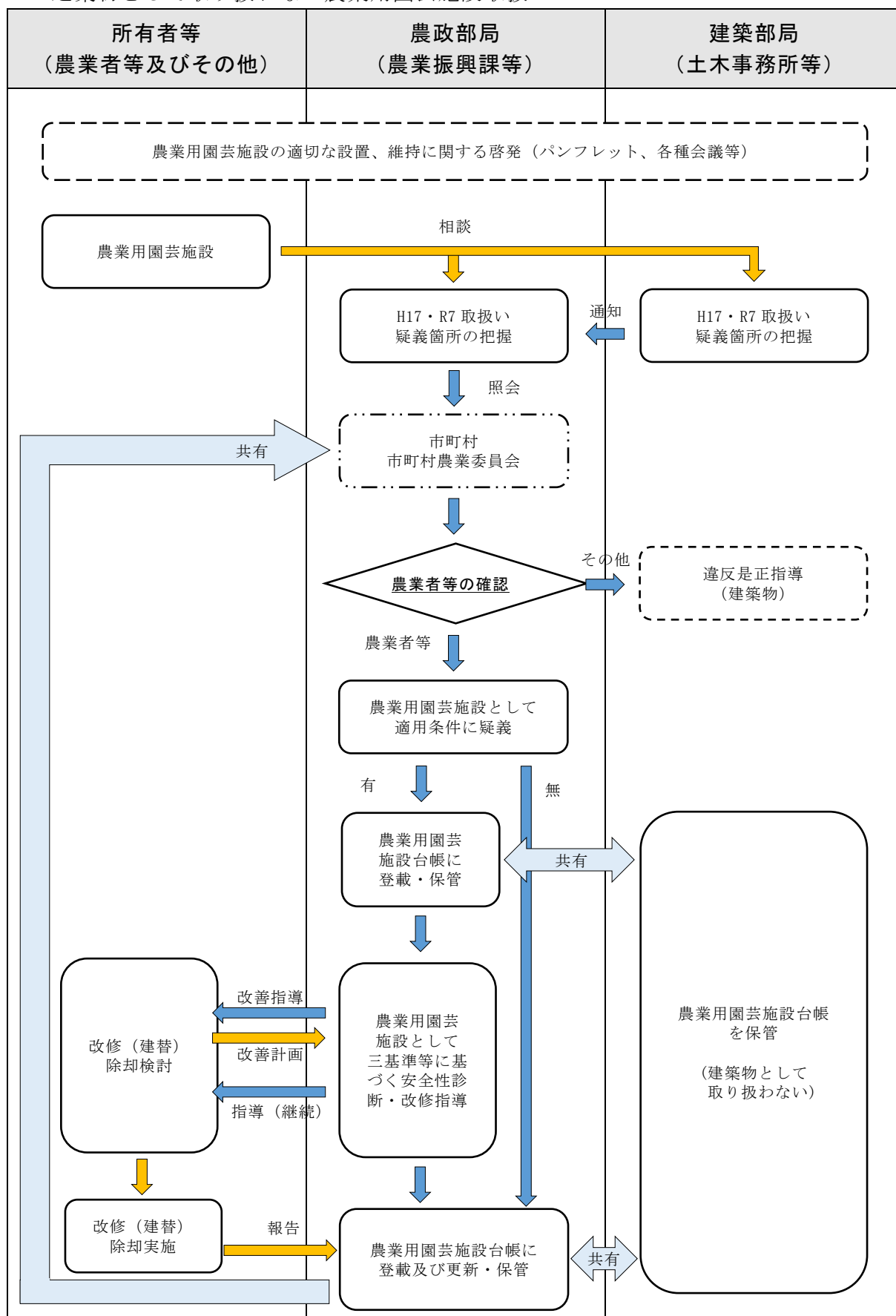
1 適用条件について

- (1) 農水産部取扱い第1前提条件、第2適用範囲①、③及び④の規定を満たすこと。
- (2) 農業用園芸施設（施設の規模、外皮の種類（ガラス、硬質板、ビニール等）は問わない。）で、日本施設園芸協会発行の「園芸用施設設計施工標準仕様書」の適用範囲に記載のあるものであること。
- (3) 農業用園芸施設の所有者、管理者、占有者又は建築主については、農地台帳に記載のある農業者等（以下、「施設所有者等」とする。）であること。

2 運用方法について

- (1) 農業用園芸施設の適切な設置及び維持に関する啓発を行うものとする。
- (2) 施設所有者等により適用条件を満たし、設置された農業用園芸施設は、建築物として取り扱わないものとする。
- (3) 施設所有者等による農業用園芸施設の設置にあたっては、県環境農政局農水産部農業振興課（以下、「農業振興課」という。）に報告すること。農業振興課は報告された内容を農業用園芸施設台帳に登載する。
- (4) 農政部局又は建築部局に相談のあった施設については、農業振興課は、その施設が所在する市町村及び市町村農業委員会へ施設所有者等であるか照会し、農業振興課が施設所有者等と確認した場合、農業用園芸施設台帳に登載し、保管する。なお、施設所有者等と確認できなかった場合は、建築部局が建築物として違反是正指導を行う。
- (5) 農業用園芸施設として適用条件に疑義のある場合は、建築物の基準による是正計画を検討するのではなく、適用条件に適合するよう農業振興課が改善指導を行う。なお、施設所有者等が改善計画を農業振興課に提出し、改善の意向が確認された場合、建築物として取り扱わないものとし、農業用園芸施設台帳を更新し、保管する。
- (6) 農業振興課が農業用園芸施設台帳への登載又は更新を行う際には、県県土整備局建築住宅部建築指導課と共有する。また、農業用園芸施設が建築物として取り扱わない施設として、農業用園芸施設台帳に登載された際は、農業用園芸施設が所在する市町村及び市町村農業委員会と共有する。
- (7) 施設所有者等が農業を廃業した場合は、農業振興課が農業用園芸施設の除却の指導を行う。
- (8) 施設所有者等は、除却又は基準に適合するよう改修、建替等を行った場合、農業振興課へ報告する。農業振興課は、農業用園芸施設台帳を更新し、保管する。
- (9) 施設所有者等は、農業用園芸施設の改修等にあたり、建築基準法に適合させることができる。その場合、建築基準法第12条第5項報告により同法基準に適合することを建築部局が判断した場合は、存置することができる。

3 建築物として取り扱わない農業用園芸施設取扱いフロー



農振第 2082 号
令和 7 年 3 月 31 日

県内建築関係団体 代表者 様

神奈川県環境農政局農水産部長
神奈川県県土整備局建築住宅部長
(公 印 省 略)

「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る県環境農政局農政部
事務取扱い」の改定について（通知）

日頃から、本県の建築行政につきましては、御協力いただきありがとうございます。

標記のことについて、環境農政局農水産部長と県土整備局建築住宅部長との協議がまとまり、神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課が「建築物として取り扱わないビニールハウス」の県所管区域における取扱いについて」を改定し、神奈川県環境農政局農水産部は、県環境農政局農政部事務取扱いを改定することとしましたので、御承知いただくとともに、ビニールハウス等の安全性の確保など、適切な設置が図られるよう御協力をお願いします。

なお、この取扱いについては、県が特定行政庁として建築確認等を行う 21 市町村限定ですので、御留意ください。（対象市町村 21 市町村：逗子市、三浦市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村）

問合せ先

農業振興課生産振興 G 山崎

電話 045-210-1111 内線 4428

ファクシミリ 045-210-8851

建築指導課建築指導 G 新見、木原

電話 045-210-1111 内線 6243

「建築物として取り扱わないビニールハウス」の県所管区域における取扱いについて

平成 25 年 4 月 1 日

改正 令和 7 年 3 月 19 日

神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課

ビニールハウスの取扱いについては、平成 17 年 8 月 4 日付け、神奈川県建築行政連絡協議会「建築物として取り扱わないビニールハウスについて」（以下、「行連取扱い」という。）により運用しているが、県所管区域においては、地域の実状を勘案し、行連取扱いの第 2 について次のとおり取り扱うものとする。

第 2（建築物として取り扱わないもの）

（1）ビニールハウスのうち、以下のすべてに該当するものは、建築物として取り扱わない。

- ① 骨組みの上部を覆ったビニール（フィルム状のものに限る。）が容易に脱着できるもの。
- ② 不特定多数の利用がないもの。
- ③ 最高の高さが 5m を超えないもの。
- ④ 一体的に利用されている部分の地面への水平投影面積が 3,000 m² 以下のもの。

（2）「「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る県環境農政局農水産部事務取扱い」

（神奈川県環境農政局農水産部が、建築指導課と協議して定めたものをいう。）に適合するものとして県環境農政局農水産部が確認して設置するビニールハウスは、（1）にかかわらず建築物として取り扱わない。なお、この取扱いの運用は農水産部と建築住宅部とが十分に連携を密にして行うものとする。

附 則

この取扱いは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和 7 年 3 月 19 日から施行する。

新旧対照表

○「建築物として取り扱わないビニールハウス」の県所管区域における取扱いについて

新	旧
第2 (1) (略) (2) 「「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る県環境農政局<u>農水産部</u>事務取扱い」（神奈川県環境農政局<u>農水産部</u>が、建築指導課と協議して定めたものをいう。）に適合するものとして県環境農政局<u>農水産部</u>が確認して設置するビニールハウスは、（1）にかかわらず建築物として取り扱わない。なお、この取扱いの運用は<u>農水産部</u>と建築住宅部とが十分に連携を密にして行うものとする。	第2 (1) (略) (2) 「建築物として取り扱わないビニールハウスに係る県環境農政局<u>農政部</u>事務取扱い」（神奈川県環境農政局<u>農政部</u>が、建築指導課と協議して定めたものをいう。）に適合するものとして県環境農政局<u>農政部</u>が確認して設置するビニールハウスは、（1）にかかわらず建築物として取り扱わない。なお、この取扱いの運用は<u>農政部</u>と建築住宅部とが十分に連携を密にして行うものとする。

建築物として取り扱わないビニールハウスについて

平成17年8月4日
神奈川県建築行政連絡協議会

ビニールハウスの取扱いについては、以下のとおりとする。

ただし、この取扱いは、特定行政庁がそれぞれの地域の実状（周囲の環境、立地条件、事業主体等）を勘案し、独自の取扱いをすることを妨げるものではない。

また、現在検討が行われている日本建築行政会議（J C B O）の検討結果、今後の社会情勢の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、調整を図ることとする。

第1（定義）

この取扱いにおいて、ビニールハウスとは、土地に定着した工作物で、農作物・園芸作物を栽培するために、骨組みを組み、その上部を透明または半透明のビニールで覆ったものをいう。

第2（建築物として取り扱わないもの）

ビニールハウスのうち、以下のすべてに該当するものは、建築物として取り扱わない。

- ① 骨組みの上部を覆ったビニール（フィルム状のものに限る。）が容易に脱着できるもの。
- ② 不特定多数の利用がないもの。
- ③ 最高の高さが5mを超えないもの。
- ④ 一体的に利用されている部分の地面への水平投影面積が3,000 m²以下のもの。

第3（建築物として取り扱うもの）

ビニールハウスのうち、第2に該当しないものは、建築物として取り扱う。

施行日

この取扱いは、平成17年9月1日から施行する。